



昭和八年二月十七日講演
 マニエル博士著
 ヨロツパ聯盟

政治經濟講演會速記 第五號

中會文庫
 經濟學圖書部



No. /

昭和八年二月十七日

マニユエル博士ヨロワハ聯盟

國政研究会

10 × 20

國政研究会

S. 2. 9000

7113

注意事項

- 資料は大切に扱きましょう。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
 前橋市日吉町一丁目14-8
 電話 (0272) 3008番



國マニエル博士
 原「ヨロワカバ」
 此の本は著者マイエル氏の博士論文であらう。著者は才が非常に若い人であつて、恐らくブリアンに心酔して居る一人ならん。歐洲聯盟と云ふ問題に關しては、新聞や雜誌の論文は澤山あるが、單行本は非常に少い。殊に千九百二十九年以降ブリック経済及び統制経済と云ふ言葉が非常に流行つて居る。一つの

10 × 20

國政研究會

國政研究會
 大正八年二月十日
 「ヨロワカバ」
 國政研究會

10 × 20

國政研究會

國が大いに仕事をしようとする時、或る種の原料とか資源がないうで、植民地若くは半植民地或は新しい植民地を獲得すると云ふ問題がプロルク経済運動であり、さうしてさう云ふものを全体計画経済とするか、國民計画経済或は國際計画経済とするかと云ふ問題がある。日本と滿洲の統制経済と云ふ問題の解決手段に此の歐洲聯盟の思想は役に立つのではないかと考へられる。二、歴史的發展

本書は三部から成つて居り、第一部に於て

10 × 20

國政研究會

國政研究會
編輯部
昭和二十年九月

は歐洲聯盟に關する歴史的の發展を精しく述
 べ、第二部に於ては歐洲聯盟と云ふものには
 斯う云ふ形式が政治的及び経済的にあると云
 ふ其の形式を研究して居り、第三部に於ては
 著者の尊敬するブリアンの思想を左右、表裏
 から討究して、ブリアンの思想は將來は實現
 可能であると云ふ樂觀論を書いて居る。
 歐洲聯盟と云ふ思想は非常に古い思想であ
 る。長い間に其の基礎も手段も非常に變化し
 て居る。最初は基督教會の力を増加若くは

本書は三行の巻いて居り、第一行に於て
 は、日本の前途、存亡を論じて居る。第二行
 に於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。
 第三行に於ては、日本の前途、存亡を論じて
 居る。第四行に於ては、日本の前途、存亡を
 論じて居る。第五行に於ては、日本の前途、
 存亡を論じて居る。第六行に於ては、日本の
 前途、存亡を論じて居る。第七行に於ては、
 日本の前途、存亡を論じて居る。第八行に於
 ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第九
 行に於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。
 第十行に於ては、日本の前途、存亡を論じて
 居る。第十一行に於ては、日本の前途、存亡
 を論じて居る。第十二行に於ては、日本の前
 途、存亡を論じて居る。第十三行に於ては、
 日本の前途、存亡を論じて居る。第十四行に
 於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第
 十五行に於ては、日本の前途、存亡を論じて
 居る。第十六行に於ては、日本の前途、存亡
 を論じて居る。第十七行に於ては、日本の前
 途、存亡を論じて居る。第十八行に於ては、
 日本の前途、存亡を論じて居る。第十九行に
 於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第
 二十行に於ては、日本の前途、存亡を論じて
 居る。第二十一行に於ては、日本の前途、存
 亡を論じて居る。第二十二行に於ては、日本
 の前途、存亡を論じて居る。第二十三行に於
 ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第二十
 四行に於ては、日本の前途、存亡を論じて居
 る。第二十五行に於ては、日本の前途、存亡
 を論じて居る。第二十六行に於ては、日本の
 前途、存亡を論じて居る。第二十七行に於て
 は、日本の前途、存亡を論じて居る。第二十八
 行に於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。
 第二十九行に於ては、日本の前途、存亡を論
 じて居る。第三十行に於ては、日本の前途、
 存亡を論じて居る。第三十一行に於ては、日
 本の前途、存亡を論じて居る。第三十二行に
 於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第三
 十三行に於ては、日本の前途、存亡を論じて
 居る。第三十四行に於ては、日本の前途、存
 亡を論じて居る。第三十五行に於ては、日本
 の前途、存亡を論じて居る。第三十六行に於
 ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第三十七
 行に於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。
 第三十八行に於ては、日本の前途、存亡を論
 じて居る。第三十九行に於ては、日本の前途、
 存亡を論じて居る。第四十行に於ては、日本
 の前途、存亡を論じて居る。第四十一行に於
 ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第四十二
 行に於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。
 第四十三行に於ては、日本の前途、存亡を論
 じて居る。第四十四行に於ては、日本の前途、
 存亡を論じて居る。第四十五行に於ては、日
 本の前途、存亡を論じて居る。第四十六行に
 於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第四
 十七行に於ては、日本の前途、存亡を論じて
 居る。第四十八行に於ては、日本の前途、存
 亡を論じて居る。第四十九行に於ては、日本
 の前途、存亡を論じて居る。第五十行に於て
 は、日本の前途、存亡を論じて居る。第五十一
 行に於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。
 第五十二行に於ては、日本の前途、存亡を論
 じて居る。第五十三行に於ては、日本の前途、
 存亡を論じて居る。第五十四行に於ては、日
 本の前途、存亡を論じて居る。第五十五行に
 於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第五
 十六行に於ては、日本の前途、存亡を論じて
 居る。第五十七行に於ては、日本の前途、存
 亡を論じて居る。第五十八行に於ては、日本
 の前途、存亡を論じて居る。第五十九行に於
 ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第六十
 行に於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。
 第六十一行に於ては、日本の前途、存亡を論
 じて居る。第六十二行に於ては、日本の前途、
 存亡を論じて居る。第六十三行に於ては、日
 本の前途、存亡を論じて居る。第六十四行に
 於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第六
 十五行に於ては、日本の前途、存亡を論じて
 居る。第六十六行に於ては、日本の前途、存
 亡を論じて居る。第六十七行に於ては、日本
 の前途、存亡を論じて居る。第六十八行に於
 ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第六十九
 行に於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。
 第七十行に於ては、日本の前途、存亡を論じ
 て居る。第七十一行に於ては、日本の前途、
 存亡を論じて居る。第七十二行に於ては、日
 本の前途、存亡を論じて居る。第七十三行に
 於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第七
 十四行に於ては、日本の前途、存亡を論じて
 居る。第七十五行に於ては、日本の前途、存
 亡を論じて居る。第七十六行に於ては、日本
 の前途、存亡を論じて居る。第七十七行に於
 ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第七十八
 行に於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。
 第七十九行に於ては、日本の前途、存亡を論
 じて居る。第八十行に於ては、日本の前途、
 存亡を論じて居る。第八十一行に於ては、日
 本の前途、存亡を論じて居る。第八十二行に
 於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第八
 十三行に於ては、日本の前途、存亡を論じて
 居る。第八十四行に於ては、日本の前途、存
 亡を論じて居る。第八十五行に於ては、日本
 の前途、存亡を論じて居る。第八十六行に於
 ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第八十七
 行に於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。
 第八十八行に於ては、日本の前途、存亡を論
 じて居る。第八十九行に於ては、日本の前途、
 存亡を論じて居る。第九十行に於ては、日本
 の前途、存亡を論じて居る。第九十一行に於
 ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第九十二
 行に於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。
 第九十三行に於ては、日本の前途、存亡を論
 じて居る。第九十四行に於ては、日本の前途、
 存亡を論じて居る。第九十五行に於ては、日
 本の前途、存亡を論じて居る。第九十六行に
 於ては、日本の前途、存亡を論じて居る。第九
 十七行に於ては、日本の前途、存亡を論じて
 居る。第九十八行に於ては、日本の前途、存
 亡を論じて居る。第九十九行に於ては、日本
 の前途、存亡を論じて居る。第一百行に於て
 は、日本の前途、存亡を論じて居る。

確保する為の手段であつた。即ち土耳其人の
 爲に聖地が奪はれて居つたので巡礼に行けな
 い、其處に聖地を獲得する爲には聖地に行く
 迄の各國が團結しなければならぬと云ふので
 歐洲聯盟と云ふ思想が十五世紀に於て説かれ、
 又十八世紀には西の其の思想が説かれて居
 つた。それから十七世紀の後半に於て独逸の
 ライプニツクの考で平和を維持する爲に歐洲
 聯盟を作らうと云ふ思想が出てきた。併しラ
 イプニツク思想には、独逸國家の權力を増

10 x 20

國政研究會

（Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through.)

10 x 20

國政研究會

加し、歐洲聯盟を作つて歐羅巴を支配しよう
 と云ふ野心があつたうたと佛蘭西人である著
 者は指摘して居ります。
 十八世紀の終りの第二の案が出てきた。
 これは軍備縮小をしようと言ふ思想で、其の
 爲に歐洲聯盟を利用するものであると言ふべ
 色々な学説を紹介した後、此の時代には國
 際軍隊を設置して歐洲聯盟の敵を征伐すると
 云ふ思想があつたと云ふことを文献に依つて
 証明して居る。併なかり經濟上此の問題を説

10 × 20

國政研究會

又十八世紀の終りの第二の案が出てきた。
 これは軍備縮小をしようと言ふ思想で、其の
 爲に歐洲聯盟を利用するものであると言ふべ
 色々な学説を紹介した後、此の時代には國
 際軍隊を設置して歐洲聯盟の敵を征伐すると
 云ふ思想があつたと云ふことを文献に依つて
 証明して居る。併なかり經濟上此の問題を説

10 × 20

國政研究會

かうとするに至つたのは十九世紀の後半である。と云ふ人もあるが、^{改訂}實際は戦争以後である。戦争以後の歐洲の改造問題或は世界不景氣此の案を生かすのであつて、其の古き皮に新しい酒が盛られつゝあるのであると著者は述べて居る。

三、歐洲聯盟の整理

第二部は歐洲聯盟と云ふものにはどう云ふ形式があるかと云ふことを述べる。

聯盟の形式には二つの形式がある、それは

10 x 20

國政研究會

第一は、同盟である。同盟とは、二以上の國家が、互に利益を保護し、共同の利益を追求することを目的として、互に協力をし、互に援助をすることを約束するものである。同盟は、互に利益を保護し、共同の利益を追求することを目的として、互に協力をし、互に援助をすることを約束するものである。同盟は、互に利益を保護し、共同の利益を追求することを目的として、互に協力をし、互に援助をすることを約束するものである。

10 x 20

國政研究會

政治的形式と経済的形式である。政治的形式には二つある、聯邦主義と聯盟主義、若くは合衆國主義と同盟主義がそれである。第一の聯邦若くは合衆國主義を彼はシタ、フエデラールと云ふ字を使つて居るが是は独逸語のブリュンエタートに當るのであつて、超越國家の一種である。其處に這入つて來る諸國は程度の差はあるが新らしく出來た超越國家に對して服従關係に立つのである。即ちソグエシニテイは新らしく出來た超越國家が持つて居

10 x 20

國政研究會

政治的形式と経済的形式である。政治的形式には二つある、聯邦主義と聯盟主義、若くは合衆國主義と同盟主義がそれである。第一の聯邦若くは合衆國主義を彼はシタ、フエデラールと云ふ字を使つて居るが是は独逸語のブリュンエタートに當るのであつて、超越國家の一種である。其處に這入つて來る諸國は程度の差はあるが新らしく出來た超越國家に對して服従關係に立つのである。即ちソグエシニテイは新らしく出來た超越國家が持つて居

10 x 20

國政研究會

るうであつて仲向の國家は全然主權を所有し
 ないうである。此の思想を説いて居るうはク
 ーデンホルフ、カレルギのパン、オイロワ
 パノであつて、此の案をブリアンも最初は採つ
 て居つた、エリオも矢張り此の説に近いので
 ある。是は恰も亞米利加合衆國に於けるが如
 く各州以外に聯邦政府が出来て、それが外交
 、軍備、立法に關する權力を持つ二となる。
 其處で斯う云ふ合衆國家は聯邦と云ふも

10 x 20
 國政研究會
 8. 2. 9000

るうであつて仲向の國家は全然主權を所有し
 ないうである。此の思想を説いて居るうはク
 ーデンホルフ、カレルギのパン、オイロワ
 パノであつて、此の案をブリアンも最初は採つ
 て居つた、エリオも矢張り此の説に近いので
 ある。是は恰も亞米利加合衆國に於けるが如
 く各州以外に聯邦政府が出来て、それが外交
 、軍備、立法に關する權力を持つ二となる。
 其處で斯う云ふ合衆國家は聯邦と云ふも

10 x 20
 國政研究會
 8. 2. 9000

が出來上る形式は、先づ二箇國以上が或る條
 約を締結して、其の條約の發布と同時に其の
 條約が憲法になる、其処で新しく合衆國或
 は聯邦が出来上るのである。即ち一個の人民、
 一個の國民があるだけで中央政府の法律は
 地方政府の法律よりずっと強くなるのである、
 匪米利加合衆國とか北独逸聯邦は此の例で
 あると、新しく出來た聯邦國家の法律上の性
 質は矢張り一つの國家である、併しそれは個
 人の聯合であつて其処には主権がある、主権

10 × 20

國政研究會

其の條約の發布と同時に其の條約が憲法になる、
 其処で新しく合衆國或は聯邦が出来上るのである。
 即ち一個の人民、一個の國民があるだけで中央政府の
 法律は地方政府の法律よりずっと強くなるのである、
 匪米利加合衆國とか北独逸聯邦は此の例である
 と、新しく出來た聯邦國家の法律上の性質は矢張り
 一つの國家である、併しそれは個人の聯合であつて
 其処には主権がある、主権

10 × 20

國政研究會

云ふと、聯邦政府との關係に於て主権がない
ことは明かである。國際法上の権利は一切商
用されず、開戦の権利、外交使節派遣の權
利、條約締結の権利等は總て聯邦政府に移る
るのである。其処で第三國との關係はどうか
かと云ふと、聯邦政府が全權を持つて居るの
で第三國は箇々に交渉し得ないのが原則であ
る。以上の第一形式である。
第二形式は聯盟主義或は同盟主義、コニフ
エデラシヨン、デタと云ひ、エウターテシ

Faint handwritten text on the right page, mostly illegible due to fading.

ブンドに當るものである。即ち是は國家の聯盟
 である。此の聯盟は法人格を有して居り、又
 色々な業務を行ふ機關もあるが主権はない。
 即ち聯盟と聯邦との相違は、聯盟は加入國が
 主権を有し、機關はあるが聯盟は主権を持
 つて居ない、然るに聯邦は主権を有すると云
 ふことにある。又茲に所謂聯盟は攻守同盟と
 云ふものとは其の性質を異にして居る。聯盟
 の方が一層安定的であり、一層永續的である。
 又是等の聯盟に於ては單なる攻守同盟以上に

Handwritten text on the right page, appearing to be a continuation or related notes to the left page, written in a cursive style.

共同の利益を追求する所の加入國全体を代表
 する永續的の機關を有するのである。其の聯
 盟の例として今迄あつた歴史上の九つの實例
 を挙げて居る。其処で聯盟の法律上の性質と
 云ふものはどうであるかと云ふと、所謂國家
 と云ふものは聯盟に加入して居る箇々の部分
 にあるのであつて、それ等がナシヨナリテイ
 と云ふものを持つて居る。勿論此の聯盟は全
 体の業務を行使する爲に役人を任命し、加入
 國を代表する議會を作ることもあるが、其の

10 x 20
 國政研究會
 S. 2. 9000

又此等聯盟の加入國は、其の加入國の利益を代表する
 機關を有する。其の加入國の利益を代表する機關は、
 其の加入國の利益を代表する機關を有する。其の加入國の
 利益を代表する機關を有する。其の加入國の利益を代表する
 機關を有する。其の加入國の利益を代表する機關を有する。

10 x 20
 國政研究會
 0000 2. 2

加関税同盟を主張する場合と保護主義者が関
 税同盟を主張する場合とは同じ関税同盟論
 での議論が別の方向から出て居ると云ふこと
 を記憶しなればいけぬ。アダム・スミスは
 関税同盟を自由主義の立場から主張して居り、
 フリードリッヒ・リスは保護貿易若くは
 國家主義の立場から主張して居る。
 もう一つは関税同盟は一体政治上の同盟若
 くは日韓合併の如く合併の~~手~~掛りとなること
 不政治上の問題がある。例へば独逸のワール、

10 x 20
 國政研究會

日、
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、
 五十一、
 五十二、
 五十三、
 五十四、
 五十五、
 五十六、
 五十七、
 五十八、
 五十九、
 六十、
 六十一、
 六十二、
 六十三、
 六十四、
 六十五、
 六十六、
 六十七、
 六十八、
 六十九、
 七十、
 七十一、
 七十二、
 七十三、
 七十四、
 七十五、
 七十六、
 七十七、
 七十八、
 七十九、
 八十、
 八十一、
 八十二、
 八十三、
 八十四、
 八十五、
 八十六、
 八十七、
 八十八、
 八十九、
 九十、
 九十一、
 九十二、
 九十三、
 九十四、
 九十五、
 九十六、
 九十七、
 九十八、
 九十九、
 一百、

10 x 20
 國政研究會

フエラインが独逸聯邦を作つたではないかと
 言^{はれ}て居る様に關稅同盟を^たれば政治上の合
 併^{が実現する}を^{著者}は^{きつ}う^{議論}することには反對であ
 る。弱國と強國が關稅同盟を作つた例を引い
 て斯う云ふ政治上の議論をするのは當分^{らぬ}
 弱國と強國が關稅同盟を作れば必ずそれは
 政治上の合併に行くものであるからいけない。
 理想的な關稅同盟は経済上の強者同志が御
 互に譲り合つて關稅同盟を^構成^{する}と云ふことで
 あると言つて、両方の利益になる非常に都合

10 x 20

國政研究會

この國は、
 日本國の
 利益に
 適合する
 條件の下
 には、
 關稅同盟
 を締結す
 ることに
 賛成する
 こととす
 る。

10 x 20

國政研究會

の好い理論を出して居る。次に経済上の關稅同盟と云ふものは四つの條件が必要である。第一が地理的條件であつて、地理上何か關係があつた方がやり宜い。第二は政治的條件であつて、關稅同盟が第三國に對して政治的の不安を惹起する時は出來ない。又最惠國條款などは矢張り關稅同盟を妨げるものである。例へば歐洲聯盟で關稅同盟を作ると、それに対して日本でも亞米利加でも最惠國約款で割込むから關稅同盟はあ

10 × 20

國政研究會

らざる。又、地理上何か關係があつた方がやり宜い。第二は政治的條件であつて、關稅同盟が第三國に對して政治的の不安を惹起する時は出來ない。又最惠國條款などは矢張り關稅同盟を妨げるものである。例へば歐洲聯盟で關稅同盟を作ると、それに対して日本でも亞米利加でも最惠國約款で割込むから關稅同盟はあ

10 × 20

國政研究會

来ない。第三に経済上の発展の程度が、二國
 若くは二國以上の關稅同盟をせんとする國に
 於て、均一なる場合に最も關稅同盟がよい。
 併し是はどうせよいかと思ふ。歴史上の事
 例では経済上緊密なる國が關稅同盟をして成
 功した例は少い、矢張り關稅の少い國の方が
 やり宜いのである。どうも是は矢張り佛蘭西
 が言つて居るので斯う云ふ言葉が出て來た
 のと思ふのである。第ニは文字的及び政治的
 條件であつて、修好を結ぶと云ふは二國の言

10 × 20

國政研究會

中々... 國の... 關稅... 同盟... 均一... 發展... 程度... 緊密... 成功... 矢張り... 佛蘭西... 政治的... 修好... 二國...

10 × 20

國政研究會

語傳統が同一なることが大事である。例へば露
 西の如きもブルク経済をする爲に言語政
 策を云ふことに對して努力して居る。
 次に關稅同盟の形式は三つある。第一は完
 全なる關稅同盟であつて、是は二國が關稅障
 壁を撤廢して第三國に對して唯一つの關稅稅
 率を設けた場合である。是は相互の同意に依
 つて成るものであるから作らうとするれば出來
 ることはないが難かしい。其処で不完全同盟
 形式と云ふ第二の形式が必要になつて來る。

10 × 20

國政研究會

(Faint handwritten Japanese text, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is largely illegible due to fading.)

10 × 20

國政研究會

是は第三國に對して共同の關稅障壁を設ける
 のであるが、關稅同盟國同志では特別な低い
 關稅率を作り、一時の打撃を緩和しようとする
 のである。第三は特惠關稅である。是は當
 事國間には安し關稅を課し、第三國には高い
 關稅を課すのであるが、本國の關稅同盟とは
 言ひ難いと言つて居る。
 是れから次に關稅同盟の今迄にあつた例を
 挙げて居る。第一は千八百六六年に伯林條令に
 依つてナポレオンがやつた大陸封鎖で、是は

是は第三國に對して共同の關稅障壁を設ける
 のであるが、關稅同盟國同志では特別な低い
 關稅率を作り、一時の打撃を緩和しようとする
 のである。第三は特惠關稅である。是は當
 事國間には安し關稅を課し、第三國には高い
 關稅を課すのであるが、本國の關稅同盟とは
 言ひ難いと言つて居る。
 是れから次に關稅同盟の今迄にあつた例を
 挙げて居る。第一は千八百六六年に伯林條令に
 依つてナポレオンがやつた大陸封鎖で、是は

關稅同盟である。第二は独逸の關稅同盟であ
 つて、千八百十八年のセリ關稅同盟以降各種
 の發展があつた。第三はモナコと佛蘭西が千
 八百五十五年の條約に依つて作つた關稅同盟、
 第四は千九百二十年にベルギーとルクセ
 ンブルグとの間に出來た關稅同盟で、是は現
 在續りて居る。第五は國際聯盟の管理して居
 るザール地方と佛蘭西の關稅同盟、第六はエ
 ストニアとリトニアの關稅同盟。是がけの
 顯著なる事實があると言つて居る。

10 x 20
國政研究會

及び、千八百十八年のセリ關稅同盟以降各種
 の發展があつた。第三はモナコと佛蘭西が千
 八百五十五年の條約に依つて作つた關稅同盟、
 第四は千九百二十年にベルギーとルクセ
 ンブルグとの間に出來た關稅同盟で、是は現
 在續りて居る。第五は國際聯盟の管理して居
 るザール地方と佛蘭西の關稅同盟、第六はエ
 ストニアとリトニアの關稅同盟。是がけの
 顯著なる事實があると言つて居る。

10 x 20
國政研究會

次には斯う云ふ地方的な箇々の關稅同盟
 なく、欧羅巴全体の關稅同盟形式と云ふも
 のは一体何時頃からあるか、どう言ふも
 があるかと云ふことを詳しく述べて居る。それ
 は大体三つある。最初には西部欧羅巴同盟案
 と云ふものがあつた。是は十九世紀の前半か
 ら盛んであつて、レオン、フォロ、シエルなどか
 唱へ、白耳義とスペインを結付ける佛蘭西中
 心の關稅同盟を作らうとせられた。次に佛蘭西は
 白耳義と關稅同盟を作つた。其の他さう云ふ、

五、歐洲聯盟

歐羅巴の諸國は此の如くして、
 一、リヒテンシュタインの關稅同盟、
 二、カトリックの無極府の關稅同盟、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、
 二十一、
 二十二、
 二十三、
 二十四、
 二十五、
 二十六、
 二十七、
 二十八、
 二十九、
 三十、
 三十一、
 三十二、
 三十三、
 三十四、
 三十五、
 三十六、
 三十七、
 三十八、
 三十九、
 四十、
 四十一、
 四十二、
 四十三、
 四十四、
 四十五、
 四十六、
 四十七、
 四十八、
 四十九、
 五十、
 五十一、
 五十二、
 五十三、
 五十四、
 五十五、
 五十六、
 五十七、
 五十八、
 五十九、
 六十、
 六十一、
 六十二、
 六十三、
 六十四、
 六十五、
 六十六、
 六十七、
 六十八、
 六十九、
 七十、
 七十一、
 七十二、
 七十三、
 七十四、
 七十五、
 七十六、
 七十七、
 七十八、
 七十九、
 八十、
 八十一、
 八十二、
 八十三、
 八十四、
 八十五、
 八十六、
 八十七、
 八十八、
 八十九、
 九十、
 九十一、
 九十二、
 九十三、
 九十四、
 九十五、
 九十六、
 九十七、
 九十八、
 九十九、
 百、

箇々の歴史を述べて居る。又中央改羅巴同盟
 (ミソテル、オイロツパ)と云ふ思想があり、ナ
 ウマンの主張する所である。改羅巴同盟
 戦後に於ける改羅巴同盟と云ふものは、千
 九百二十七年の経済会議以後、米利加の態度
 が非常に圧迫的になつて來たので、改羅巴の政
 治家が改羅巴を以て對抗しようとして、千九百
 三十年に南税同盟を作らうと云ふ思想が起つ
 つてきた。其の爲に千九百二十九年から三十年
 に掛けて、國際南税會議がジュネーヴであつた。

10 × 20

國政研究會

改羅巴同盟の歴史を述べて居る。又中央改羅巴同盟
 (ミソテル、オイロツパ)と云ふ思想があり、ナ
 ウマンの主張する所である。改羅巴同盟
 戦後に於ける改羅巴同盟と云ふものは、千
 九百二十七年の経済会議以後、米利加の態度
 が非常に圧迫的になつて來たので、改羅巴の政
 治家が改羅巴を以て對抗しようとして、千九百
 三十年に南税同盟を作らうと云ふ思想が起つ
 つてきた。其の爲に千九百二十九年から三十年
 に掛けて、國際南税會議がジュネーヴであつた。

10 × 20

國政研究會

會 是は實は千九百二十九年の夏聯盟の經濟部
 長をして居るソルターが亜米利加へ旅行し、
 其の旅行から歸つてから、改羅巴を救ふ聯盟
 の仕事としては亜米利加に真似た聯盟の組
 織を作るが一番宜いのだと云ふことを言つて、
 其処へブリアンが案が結付りた。其の結果
 千九百三十年には世界關稅會議と云ふのがじ
 ュネーヴに開かれた。其の前の千九百二十九
 年の第十回聯盟總會でブリアンが初めて改羅
 巴合衆國と云ふ字を使つて居る。即ち聯盟總

10 x 20

國政研究會

會 是は實は千九百二十九年の夏聯盟の經濟部
 長をして居るソルターが亜米利加へ旅行し、
 其の旅行から歸つてから、改羅巴を救ふ聯盟
 の仕事としては亜米利加に真似た聯盟の組
 織を作るが一番宜いのだと云ふことを言つて、
 其処へブリアンが案が結付りた。其の結果
 千九百三十年には世界關稅會議と云ふのがじ
 ュネーヴに開かれた。其の前の千九百二十九
 年の第十回聯盟總會でブリアンが初めて改羅
 巴合衆國と云ふ字を使つて居る。即ち聯盟總

10 x 20

國政研究會

會で其の問題をデイスカツスして居る。ブリ
 アンの思想は云ふものに對しては相違数を
 費して居る。即ち千九百二十九年の九月五日
 にブリアンが將に第十回聯盟總會が始まり
 とする時に二十箇國の代表をゴエノーヴの
 料理屋に呼んで、其の席上で初めて歐洲聯盟
 の思想を發表した。又各國はそれに対してど
 う云ふ返事をしたかと云ふことを精しく書い
 て居る。其の結果ブリアンが全体の幹事とな
 り、歐洲聯盟を作る準備に取掛つた。さうし

10 x 20

國政研究會

この聯盟の事を考へて居る。此の聯盟は
 第十回聯盟總會のブリアンが考へた
 ことに依る。其の趣意は千九百二十
 九年の九月五日にブリアンが全體の
 幹事となり、歐洲聯盟を作る準備に
 取掛つた。さうして、其の結果は
 歐洲聯盟の成立に對しては、相違
 数を費して居る。即ち千九百二十
 九年の九月五日にブリアンが第十
 回聯盟總會が始まり、その席上で
 歐洲聯盟の思想を發表した。又各
 國はそれに対してどう云ふ返事を
 したかと云ふことを精しく書いた。

10 x 20

國政研究會

かとの云ふ手紙を出して居る。スウェーデンの
 方は大体伊太利と同じ様な意見であり、聯盟
 の一般的性質を云ふやうに高調して居る。英
 吉利の方はもう少し利巧に國際聯盟の機能は
 何であるかと云ふことを考へて、國際聯盟の
 機能と矛盾する様なことをしては困る、若く
 ブリアン君の云ふ歐洲聯盟委員会が必要なら
 聯盟の中に置りたらどうかと云ふ批評をして
 居る。其次に新聞雜誌から、日本が何を言
 ったか、露西亜が何を言つたかと云ふゴレンワ

10 × 20
 國政研究会

米国の海軍大臣の云ふところから見たら、
 のちのちには、艦隊の近代化が進むにつれて、
 艦の口径が一寸一寸大きくなるにつれて、
 軍費も随分と高くなる。艦隊の近代化が、
 軍事の近代化の第一歩である。故に、艦隊の
 近代化、普遍的な性質を云ふやうに高調して
 居る。此の云ふところは、伊太利は、國際聯盟に
 大関心がある。スウェーデンは、英吉利の如く、
 國際聯盟の近代化の第一歩である。故に、
 艦隊の近代化の第一歩である。故に、艦隊の近代化の
 第一歩である。故に、艦隊の近代化の第一歩である。

10 × 20
 國政研究会

出を出してゐる。露西亜は、歐洲聯盟など
 云ふものは反露主義の現れで、ブルジョア國
 家が團結すると云ふことは穩當でないといふ
 説を出して居る。日本の方は相當うまい批評
 を為し、ブリアンの演説に對して伊藤史博
 士が非常な大演説をやつたのであつたが、
 不幸にしてそれは紹介されて居らない。伊藤
 史博は矢張り聯盟の一般主義と日本などの如
 き第三國の立場をどうするかと云ふことに就
 て演説したうであるが、それが紹介されずに

10 × 20

國政研究會

出を出してゐる。露西亜は、歐洲聯盟など
 云ふものは反露主義の現れで、ブルジョア國
 家が團結すると云ふことは穩當でないといふ
 説を出して居る。日本の方は相當うまい批評
 を為し、ブリアンの演説に對して伊藤史博
 士が非常な大演説をやつたのであつたが、
 不幸にしてそれは紹介されて居らない。伊藤
 史博は矢張り聯盟の一般主義と日本などの如
 き第三國の立場をどうするかと云ふことに就
 て演説したうであるが、それが紹介されずに

10 × 20

國政研究會

芳澤大使の演説が一寸戴つて居るだけであ
 る。亜米利加の新聞は、歐洲聯盟などと言ふ
 もうは夢であつて斯う言ふものは我々は担
 し難いと言つて居る。其の後の変化はどうかと云ふと、國際聯盟
 の中にマクドナルドを幹事とする所の歐洲聯
盟調査委員會が出来て仕事をやつて居るか、
 丁度仕事をやり掛けた時に日支紛争の起つた
 のでそれを片付ける爲に歐洲聯盟の方の仕事
 は遅んで居らないと云ふことは我々にも想像

10 × 20
 國政研究會

(Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page)

10 × 20
 國政研究會

がつくのである。それから最後にブリアンの思想と大体並行する所の独逸南税同盟、タニユイブ同盟及び中央欧羅巴の同盟、此の三つの思想が出た理由を簡単に書いてある。独逸とオーストリアの南税同盟は千九百三十一年の三月に突然発表されて、皆の人を驚かし、たれうであり、特に佛蘭西は非常に驚き、オーストリアへの短期融資を引上げたのでオーストリアがパニワクに襲はれ、遂に事実

10 x 20

國政研究會

十一年の三月に突然発表されて、皆の人を驚かし、たれうであり、特に佛蘭西は非常に驚き、オーストリアへの短期融資を引上げたのでオーストリアがパニワクに襲はれ、遂に事実

10 x 20

國政研究會

上此の案の廢棄を申込んと云ふ様なことを
 蔭ではやつて居るのであるが、表面はヴエル
 ナグエ平和條約の規定違反であると言ふべ
 グの國際司法裁判所の判決があつて、其の結
 果終に独逸とオーストリアは此の案を撤回し
 た。
 ヲガニユノグ同盟はダニユノグ沿岸の地方を
 團結したものであつて、是は佛蘭西が團結さ
 したものである。詰り欧羅巴聯盟を佛蘭西は團
 結させたいので盛んに策動があつたと云ふこ

オーストリアの案、或る方面から見て、
 オーストリアの案は、其の目的は、佛蘭西の
 領土に於ては、佛蘭西の利益を保護することに
 在り、佛蘭西の利益を保護することに在り、
 佛蘭西の利益を保護することに在り、佛蘭西の
 利益を保護することに在り、佛蘭西の利益を
 保護することに在り、佛蘭西の利益を保護に
 在り、佛蘭西の利益を保護することに在り、
 佛蘭西の利益を保護することに在り、佛蘭西
 の利益を保護することに在り、佛蘭西の利益
 を保護することに在り、佛蘭西の利益を保護
 に在り、佛蘭西の利益を保護することに在り、

とがある。ポタテユトウ地方には、ポテイト、
 アンタントと云ふものがある。ポテイト、
 月十セ日の新聞を見ると、ポテイト、アニタ
 ントの新協定が出来たとある。ユリゴースラ
 ヴィア、ルーマニア、チエソコスロバキア、
 一チエソコスロバキアのベネシユカ中心の
 である。此の三國は佛蘭西の味方である。
 其の記事を讀みよす。
 一、協商國間における國際協力を促進する
 爲ユリゴースラヴィア、ルーマニア及びチ

10 × 20

國政研究會

ユリゴースラヴィア、ルーマニア、チエソコスロバキア、
 一チエソコスロバキアのベネシユカ中心の
 である。此の三國は佛蘭西の味方である。
 其の記事を讀みよす。
 一、協商國間における國際協力を促進する
 爲ユリゴースラヴィア、ルーマニア及びチ

10 × 20

國政研究會

エウロコースにデアキア三國の外相をもつて常
 設理事會を組織す、右理事會は少くとも一
 年三回會議を開く、
 一、別に常設事務局を設置して小協商各國
 間並にその他の中央各國間における政治的經
 済的協力、政策の遂行を期し該政策の統一
 を討つ。
 佛蘭西は此のアンタントの中にオーストリ
 アとハンガリアを加へたのである。オース
 トリアを加へて置けば独逸と夫婦となる機會

10 x 20

國政研究會

此の如き一は、三國の海運の統制を期す。其の
 一、海運の統制を期す。其の
 一、海運の統制を期す。其の

10 x 20

國政研究會

Faint mirrored handwriting on the reverse side of the page.

10 x 20 國政研究會

がなにかと完全な支配下に立つと云ふのである。尤もブルガリアと云ふ國は、困ることには、佛蘭西の云ふことをまかないで、伊太利に色目をつかつたり、独逸に色目をつかつたりして居る。それで三國はうまく行つて居るが、ダニエーヴ地方と言へば当然這入るべきブルガリアを入れると他の三國はうまくいかないので、實は一時中断の状態にあるのである。著者はさう云ふ様な關係になつて居る事實を唯表面から眺めて紹介して居るに過ぎない。

10 x 20 國政研究會

あります。其処で彼は結論として之を歐洲聯盟の形式に
 就ては多くの議論があつたが、一足しなない。
 聯邦主義、合衆國主義はどうかぬやう
 である、超越國家の支配下に立つ様な國家は
 ない。現在の改羅巴では矢張り聯盟主義
 盟主義が一番宜り。併ながら大きな國と小
 國の利益をどう調和するかと云ふ難問題が
 ある。國の大小を向はずに力を平等にすれば
 小國が威張つて大國と衝突する。是は恰も日

10 x 20

國政研究會

其の處で彼は結論として之を歐洲聯盟の形式に
 就ては多くの議論があつたが、一足しなない。
 聯邦主義、合衆國主義はどうかぬやう
 である、超越國家の支配下に立つ様な國家は
 ない。現在の改羅巴では矢張り聯盟主義
 盟主義が一番宜り。併ながら大きな國と小
 國の利益をどう調和するかと云ふ難問題が
 ある。國の大小を向はずに力を平等にすれば
 小國が威張つて大國と衝突する。是は恰も日

10 x 20

國政研究會

支紛争。聯盟總會の如きものである。人々の
 數に比例する所の標準に立てば大國は小國を
 圧迫すると言ふ危険があると言ふことを指摘
 して居る。さうして今の所では大歐羅巴同盟
 はまだ早い、其の中に地域的聯盟を先に作
 つたが宜い。即ちダニウグ聯盟、バルカン
 聯盟、バルテイツク聯盟、独逸聯盟と云ふ様
 な地域的聯盟を先に作つて、其の上に歐羅巴
 聯盟の花を咲かせた方が幸がなくてユートピ
 アを實現することが出来来る。さうしてブリッ

10 × 20

國政研究會

支紛争。聯盟總會の如きものである。人々の
 數に比例する所の標準に立てば大國は小國を
 圧迫すると言ふ危険があると言ふことを指摘
 して居る。さうして今の所では大歐羅巴同盟
 はまだ早い、其の中に地域的聯盟を先に作
 つたが宜い。即ちダニウグ聯盟、バルカン
 聯盟、バルテイツク聯盟、独逸聯盟と云ふ様
 な地域的聯盟を先に作つて、其の上に歐羅巴
 聯盟の花を咲かせた方が幸がなくてユートピ
 アを實現することが出来来る。さうしてブリッ

10 × 20

國政研究會

この感謝される日が来るであらうと結んで居る。
 憲法論若くは法理論から見た此の歐洲聯盟
 と云ふものに就ては著者マニユエル氏から相
 当啓発される矣かあるか遺憾ながら著者は経
 済の方面には暗い人であるらしい。それ故歐
洲聯盟と云ふものは経済上一体どう云ふバツ
 クを持つて居るかと言ふことを全然無視して
 居る。
 先づ此の歐洲聯盟と云ふものは實は独塊協

10 × 20
 國政研究會
 S. 2. 9000

この感謝される日が来るであらうと結んで居る。
 憲法論若くは法理論から見た此の歐洲聯盟
 と云ふものに就ては著者マニユエル氏から相
 当啓発される矣かあるか遺憾ながら著者は経
 済の方面には暗い人であるらしい。それ故歐
洲聯盟と云ふものは経済上一体どう云ふバツ
 クを持つて居るかと言ふことを全然無視して
 居る。
 先づ此の歐洲聯盟と云ふものは實は独塊協

10 × 20
 國政研究會
 0000 . 2 . 8

定とか或は独逸のミツテル、オイロツパ運動
 に對する佛蘭西金融資本の反對運動であり、
 佛蘭西の金融資本が歐羅巴を政治上政策的に
 より一層支配的地位に高めようとする運動で
 ある。佛蘭西人であるからさう云ふことは
 書けまりが全然漆を展らなむと云ふこと
 は喜観的妥當性かなりことになる。其の裏は
 此の本の非常な缺陷である。
 第二に賠償問題は此の歐洲聯盟に非常に南
 係がある。例へば昨年のロサンガニ條約の如

10 x 20

國政研究會

此の裏は喜観的妥當性かなりことになる。其の裏は
 此の本の非常な缺陷である。
 第二に賠償問題は此の歐洲聯盟に非常に南
 係がある。例へば昨年のロサンガニ條約の如

10 x 20

國政研究會

きは歐洲全体が匪米利加に對して賠償問題に
 關しては敵對位置に立つと云ふことをはつき
 り自覺させて居る。隨てロীগニ又會議の語
 印者は匪米利加が戰債問題に對して考慮する
 時に於て初め「ロীগ」又會議の條約は有效
 であること云ふことを留保して居る。然るに
 う云ふ問題^{解決の}は。歐洲聯盟が何故匪米利加
 に對して斯う云ふ運動を起したか云ふこと
 を理解して居らなむ様である。隨て其の裏に
 就ては一言も触れて居らなむ。

10 x 20

國政研究會

此の點に對しては、先づロীগの條約が如何に
 第一に賠償問題に關しては、歐洲聯盟が如何に
 第二に賠償問題に關しては、歐洲聯盟が如何に
 第三に賠償問題に關しては、歐洲聯盟が如何に
 第四に賠償問題に關しては、歐洲聯盟が如何に
 第五に賠償問題に關しては、歐洲聯盟が如何に
 第六に賠償問題に關しては、歐洲聯盟が如何に
 第七に賠償問題に關しては、歐洲聯盟が如何に
 第八に賠償問題に關しては、歐洲聯盟が如何に
 第九に賠償問題に關しては、歐洲聯盟が如何に
 第十に賠償問題に關しては、歐洲聯盟が如何に

10 x 20

國政研究會

第三に歐洲聯盟が起ると同時に其の背後には
 歐羅巴の國際カルテル化が起つた。各種の
 産業に就て或は独逸と佛蘭西とルクセンブル
 クの工業協定と云ふ様なものが段々と出來、
 歐羅巴全体の地域に亘つて一つのカルテル運
 動が行はれて居る。それは英國の工業若くは
 亞米利加之工業に對して對抗する力になつて
 居り、本書はさう云ふカルテル運動が歐洲に
 あると云ふことを全然忘れ去るべき方であり、
 此の裏に於て我々は此の本に對して非常に不

10 × 20

國政研究會

此の裏に於て我々は此の本に對して非常に不
 此の裏に於て我々は此の本に對して非常に不
 此の裏に於て我々は此の本に對して非常に不
 此の裏に於て我々は此の本に對して非常に不
 此の裏に於て我々は此の本に對して非常に不
 此の裏に於て我々は此の本に對して非常に不
 此の裏に於て我々は此の本に對して非常に不
 此の裏に於て我々は此の本に對して非常に不
 此の裏に於て我々は此の本に對して非常に不
 此の裏に於て我々は此の本に對して非常に不

10 × 20

國政研究會

満を持つ。それは相手が強いの
 であらう。それから佛蘭西人には
 欧羅巴を支配したいと云ふ思想が
 非常に強い。最近独逸のジト
 ブルグと云ふ人がゴフト、イン
 、フランクライヒと云ふ本に、佛
 蘭西人は自分自身をコスモスで
 あると考へ、~~世の中~~總ての文明は佛
 蘭西人の真似をする。佛蘭西人の
 習慣に従ふのが当然であると言
 ふ様な見方を持つて居る。うであ
 ると云ふことを書いて居る。是は
 少い言ひ過ぎであると思ふ。欧羅
 巴は佛蘭西のも

その或る或るの国々、本に於いて
 宗教上の自由の保証を得た。其
 の結果、宗教上の自由の保証を得
 た。其の結果、宗教上の自由の保証
 を得た。其の結果、宗教上の自由
 の保証を得た。其の結果、宗教上
 の自由の保証を得た。其の結果、
 宗教上の自由の保証を得た。其の
 結果、宗教上の自由の保証を得た。

のたと云ふ考は相當に強い。是は確に我々の
 忘れてはならぬ所である。併し今日に於ては
 欧羅巴聯盟と云ふものが伊太利や独逸に依つ
 て遂に佛蘭西の咽喉に擬するピストルとなつ
 て居る事實がある。成程欧羅巴の改造論とし
 ては *just* である。では困る。不平等條約を廢
 棄して独逸民族は独逸民族で固つて聯盟を作
 るのか宣いと云ふ、丸で佛蘭西の武器を運用
 した様な議論も笑は最近独逸で発表されて居
 る。フライジツヒと云ふ独逸人の書いた「パニ、

10 × 20
 國政研究會
 S. 2. 9000

此の通りには、我々の考は、
 併し今日に於ては、
 欧羅巴聯盟と云ふものが、
 伊太利や独逸に依つて、
 遂に佛蘭西の咽喉に擬する、
 ピストルとなつて居る、
 事實がある。成程、
 欧羅巴の改造論として、
 是は困る。不平等條約を、
 廢棄して、
 独逸民族は、
 独逸民族で固つて、
 聯盟を作らねば、
 ならぬ。

10 × 20
 國政研究會
 0000 . 2 . 2

オイにワパシの如きは其の論であつて全く逆
~~向して居る。~~ ^{西の事}云ふ訳で此の本は経済上の
 考察の不足或は佛蘭西人の弱見を見抜かれる
 と云ふ様な弱見はあるか、日滿経済統制問題
 に關しては私共の考へて居る ^なか つた問題
 を 相當に教へて呉れたのである。
 (終り)

即ちそれである。

経済の発展は、資本の蓄積と労働力の増進に依る。資本の蓄積は、利潤の再投資による。労働力の増進は、人口の増加と教育による。日本は、資本の蓄積と労働力の増進の両方において、進歩を遂げている。

10 × 20

國政研究會

10 × 20

國政研究會

~~聖教に教へて来たはる此の、
 下座への口致状の教へて来たはる
 の此の條に、
 茶碗の口致状の毎極用人の
 聖教に教へて来たはる此の、
 下座への口致状の教へて来たはる~~

1022 x 57 x 1000

2 x 1000

群馬県立図書館



0707113-7